

1/13
ま液

権力の憲法破り 国民が裁く

戦争法 廃止へ

今言わなければ

法律は、今の民主主義国家で、基本的な人権を制約する、あるいは国民に負担を課す唯一の手段であり「万能のツール」です。しかし、何でもできるというのは、それだけおっかないということ。そこで「何でもできる」統治権力を縛る唯一のものが憲法です。

越えられぬ一線

民主主義といっても多

元内閣法制局長官 阪田 雅裕さん



さかた・まさひろ 1943年生まれ。1966年大蔵省入省。2004年から06年まで第61代内閣法制局長官。著書に『政府の憲法解釈』『法の番人』内閣法制局の矜持 解釈改憲が許されない理由』

数で決めればなんでもできることにはなっていない。憲法がなくなれば

強くても、越えることが

自信を持って答えてきた

は、権力は本来にやりた
い放題で、なんだってで
きる。極端に言えば、女
性には0.5票しかやら
ないという法律も、つく
ろうと思えばつくれま
す。どんなに統治権力が
強くても、越えることが

できない一線を画してい
るのが憲法です。

私たちは、実務の中で
も、憲法に違反しないか
どうかを法案審査の一丁
目一番地だと考えてきた
し、国会で質問されても

できない一線を画してい
るのが憲法です。

目一番地だと考えてきた
し、国会で質問されても

自信を持って答えてきた

自信を持って答えてきた

近代国家でない

憲法解釈の変更をする
には、新しい解釈が法論
理として成り立つもので
あると同時に、その変更
の必要性が国民に十分納
得できるものでなければ
なりません。解釈の変更

が無理なら、憲法改正す
るのが筋だと、ずっと言
い続けてきました。それ
が無視されるなら、結
局、憲法はどうでもい
い、統治権力の好きなよ
うに憲法を理解し、自由
自在に政治ができる。こ
れでは立憲主義国家では
ないし、近代国家ではな
いことになるのです。

政府は今回、丸ごとの
無限定な集団的自衛権で
はないという提案をしま
した。しかし、日本が攻
撃されていないのに国民
の権利が根底から覆され
るようなことが本当にあ
るのか、なぜ自衛隊が武
力行使をしなければ国民
の命と暮らしが守れなく
なったのかという疑問
に、十分な説明がありま
せんでした。「集団的自
衛権の行使をしたい」と
いう政権の「気持ち」で
解釈を変えるなんてこと
は到底許されません。同じ
憲法の下での政権なの
に、われわれは今までの
政府とは別だという主張
が許されるはずはないの
です。

民主主義国家で、統治
権力が憲法を守らない状
態を誰が裁くのか。こ
れは国民しかいない。次の
選挙で、今回のことが暴
挙であったということが
目に見える形で示される
ことが必要です。野党
が伸びれば、法律の発動
を許さない状況をつくり
出すことも現実的に可能
です。ぜひ、がんばって
いただきたい。

聞き手 中祖寅一
写真 青柳克郎